令和５年６月６日

徳島市民運動広場　野球に関する利用基準

1. 軟式野球が利用可能な施設

・南岸野球場Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ　ソフトボール場E

・北岸野球場

・勝浦川第一グラウンド・第二グラウンド

・島田グラウンド

※少年野球（軟式）に関しては各ソフトボール場の利用も可能とする。

※準硬式野球については軟式野球と同等の扱いとする。

２．硬式野球が利用可能な施設

　　・南岸野球場Ⅴ

　　　　試合での利用もできるが、既設のバッティングゲージを使用した状態で利用することを条件とする。

　　　注１.リトルシニア（中学生）以下の硬式野球については南岸野球場Ⅳと勝浦川第一グラウンドを練習に限り利用を認め、南岸野球場Ⅳの補助的な役割として南岸ソフトボール場D(キャッチボール及び内野守備練習等)の利用を認める。

